

答申第50号
令和3年9月29日

高崎市長 様

高崎市情報公開審査会
会長 阿部 圭司

高崎市情報公開条例第19条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

平成30年3月23日付けで諮問のありました下記審査請求について、別紙のとおり答申します。

記

諮問番号：諮問第55号

平成29年9月19日付け（第168-45号）「行政文書不存在決定」に係る審査請求

別紙

諮問番号：諮問第55号

答申番号：答申第50号

答 申 書

第1 審査会の結論

高崎市は、本件審査請求の対象となった不存在決定を取り消し、非公開決定を行うべきである。

第2 諮問事案の概要

1 行政文書公開請求

審査請求人（以下「請求人」という。）は、高崎市情報公開条例（平成14年高崎市条例第42号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、高崎市長（以下「実施機関」という。）に対し、平成29年9月4日付けで「平成28年（行ウ）第7号不当利得等請求住民訴訟事件。1、高崎市は、●●の偽造ケアプランに対し介護給付費を不正に支給していることが露呈し、請求人●●に訴訟を提起され、現在前橋地方裁判所で係争中でありますが、勝訴するつもりでいるのかが分かる情報。」という内容の行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、平成29年9月19日に、本件請求に係る行政文書（以下「本件行政文書」という。）について、行政文書不存在決定（以下「本件処分」という。）を行い、不存在の理由を次のとおり付して請求人に通知した。

（不存在の理由）

公開請求に係る情報が記載されている文書が存在しないため、不存在。

3 審査請求

請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき、本件処分を不服として、実施機関に対し、平成29年11月15日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 弁明書の送付

実施機関は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の規定に基づき、平成29年12月28日付けで弁明書を請求人に送付した。

5 反論書の提出

請求人は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第30条第1項の規定に基づき、平成30年1月17日付けで反論書を提出した。

第3 当事者の主張

1 請求人の主張要旨

請求人は、審査請求書、反論書において、おおむね次のように主張している。

実施機関は、請求人が偽造と主張しているのは「栄養計画書」の署名についてであり「偽造ケアプラン」自体が存在していない以上、「偽造ケアプラン」に対し介護給付費を不正に支給している事実はないと主張しているが、●●の偽造ケアプランに対し介護給付費を不正に支給していることが露呈し、請求人に訴訟を提起され、現在、前橋地方裁判所で係争中である。また、原告の準備書面に対し、反論を重ねる被告準備書面こそが、被告が勝訴するつもりで裁判所に提出した何よりの証拠である。

2 実施機関の主張要旨

実施機関は、弁明書並びに令和2年3月5日の当審査会における説明において、おおむね次のように主張している。

請求人が偽造と主張しているのは「栄養計画書」の署名についてであり、偽造ケアプラン自体が存在していない以上、偽造ケアプランに対し介護給付費を不正に支給している事実はないため、公開請求に係る事実は存在しないことを理由として、不存在としたものである。

第4 審査会の判断

本件の争点は、本件処分における、適用理由の妥当性と判断し、審査会は以下の通り検討する。

ア. 「公開請求に係る事実は存在しない」について

実施機関の主張では、行政文書公開請求書における「偽造ケアプラン」自体が存在しない以上、偽造プランに対し、介護給付費を不正に支給している事実がないことから、「公開請求に係る事実は存在しない」としている。

また、請求人は、「栄養計画書」とはケアプランの一部として存在するものであり、係る事実はあるものとしている。

以上、双方の主張は、諮問理由書にあるように語句の捉え方や解釈を問題としている。

しかしながら、行政文書公開請求書中にある「公開を請求する行政文書の内容又は件名」欄には、冒頭に「平成28年（行ウ）第7号 不当利得等請求住民訴訟事件。」と記載があり、それに続いて「勝訴するつもりでいるのが分かる情報。」となっていることから、同事件のことについて言及していると理解でき

る。

ゆえに、同事件を事実とすれば、実施機関の適用理由の妥当性は認められない。

イ. 「情報が記載されている文書は作成していない」について

実施機関は、前記アの部分において係る事実がないことから、文書作成もしていないとしている。

一方、請求人は、前記第3の1において、文書を特定する具体的な主張を行っている。また、審査会は、実施機関に対して条例第22条第4項に基づく調査を実施し、実施機関が請求人の主張にある文書を保有していることを確認している。

以上のことから、実施機関の適用理由の妥当性は認められず、併せて、「被告準備書面」が本件行政文書であることを特定する。

ウ. 条例第7条第5号の該当性について

条例第7条第5号では、市の機関又は国、他の地方公共団体、独立行政法人等若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市、国、他の地方公共団体、独立行政法人等又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものについては、非公開情報と規定している。この規定は、市又は国等の機関が行う事務又は事業に関する情報の非公開情報としての要件を定めたものであり、当該事務又は事業の目的達成又は公正かつ適切な執行の確保を図るものである。

エ. 結論

本件処分における実施機関の適用理由は、ア、イからも妥当性は認められないが、前橋地方裁判所で係争中であったため、条例第7条第5号に該当するものとして、非公開とすべきである。

以上のことから、本件決定について、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

オ. 付言

本答申において、公開すべきとした本件行政文書「被告準備書面」は、審査請求段階では前橋地方裁判所で係争中であったため非公開と判断したが、現在裁判は確定したことから公開決定を下すことは可能であると考えられる。

審査会の経緯（行政文書公開請求）

年 月 日	審 理 経 過 等
平成30年3月23日	諮問
令和2年3月5日	実施機関説明 調査、審議
令和2年8月20日	調査、審議
令和3年3月11日	調査、審議
令和3年8月25日	答申調整
令和3年9月29日	答申

高崎市情報公開審査会委員

会 長	阿部 圭司
副会長	田島 義康
委 員	有賀 長規
委 員	越澤 恭行
委 員	井上 彩